住民税の税額が決定

納税通知書を6月10日（月）発送

平成31年度住民税（特別区民税・都民税）が課税される方に、税額決定の通知書を6月10日（月）に発送します。

［納期限］
7月1日（月）（第一期）、9月2日（月）（第二期）、10月31日（木）（第三期）、令和2年1月31日（金）（第四期）

※給与からの特別徴収（引き落とし）分は、会社等（特別徴収義務者）を通じて別途通知されます。

年金からの特別徴収（引き落とし）

［対象となる方］平成30年中に公的年金等の支払いを受けた方のうち、平成31年4月1日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、介護保険料が特別徴収されている方

※次の方は対象となりません
○老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方
○老齢基礎年金等から所得税額、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料を控除した額が住民税額に満たない方

［対象となる税額］公的年金等の所得にかかる住民税額（所得割額および均等割額）

［徴収方法］下表のとおり

申告に関する注意点

以下の所得等については、住民税の納税通知書送達後に確定申告書を提出された場合、その内容を住民税の計算に算入することができませんのでご注意ください。

○上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等
○上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除
○特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除
○居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
○先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除　など

また、上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合、住民税の納税通知書送達前に課税方式を選択する住民税申告をする必要があります。

問 課税課 ☎（3647）8001～2・FAX（3647）8004

公的年金からの住民税の徴収方法

新たに対象となる方

徴収月	6月（第1期）・8月（第2期）	10月・12月・令和2年2月
徴収額	各月、年税額の1/4	各月、年税額の1/6
方　法	普通徴収（納付書や口座振替による納付）	年金からの特別徴収（引き落とし）

昨年度から引き続き対象の方

徴収月	4月・6月・8月	10月・12月・令和2年2月
徴収額	各月、前年度分の年税額の1/2に相当する額の1/3（仮徴収）	各月、年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3（本徴収）
方　法	年金からの特別徴収（引き落とし）	

不発弾処理作業のため交通規制等にご協力を

6/5（水）

有明一丁目で発見された不発弾の処理作業を実施します。これに伴い、交通規制等を実施しますので、ご協力をお願いします。

［規制実施日時］6/5（水）8:30～（※）13:00ごろ（※ただし、処理作業終了まで）。予備日：6/19（水）同時刻

［交通規制範囲］下図のとおり **［規制時間中の注意点］**○警戒区域内には立ち入ることができません○都営バス（海01）・（波01出入）の港区内の一部が迂回ルートになります（区内の停留所に変更はありません）○ドローンなどが警戒区域上空を飛行している場合、作業中止など、重大な影響を及ぼしますので、飛行自粛にご協力願います **［その他］**処理作業の終了は、区ホームページ、こうとう安全安心メール、防災関連情報ツイッター等を通じてお知らせします。

問 危機管理課危機管理係☎3647-9382、FAX3647-9651

国民健康保険料が決定

保険料額をお知らせする納入通知書を6月13日（木）発送

国民健康保険に加入している世帯に、平成31年度の保険料額をお知らせする納入通知書などを6月13日（木）に世帯主あてに発送します。

また、保険料決定前に国民健康保険の資格を喪失した方でも、4月・5月分の保険料がかかる場合は、当該月分の保険料を通知します。保険料の算定方法や納入通知書の見方など、詳細は同封の「国保だより（6月）」をご覧ください。

※後期高齢者医療制度に加入されている方への通知の発送は、7月中旬になります。

保険料の納付方法と送付書類

［普通徴収（納付書・口座振替による納付の方）］

6月から翌年3月までの各納期で、4月・5月分も含めた年間保険料（最大12か月分）を納付していただきます。

納付書によるお支払いの世帯には、各納期分の納付書を同封しています。毎月月末の納付期限までに、納付書で保険料をお支払いください（月の末日が金融機関等の休業日にあたる場合の納付期限は、翌営業日となります）。

金融機関のほか、コンビニエンスストアでもお支払いいただけます。詳細は納付書の裏面をご覧ください。

口座振替をご利用の世帯には、納入通知書のみをお送りします。また、口座からの引き落とし日は、納付期限と同日です。

［特別徴収（年金からのお支払いの方）］

特別徴収（年金からのお支払い）の世帯の保険料は世帯主が受給する年金から差し引かれます。差し引かれる額は、納入通知書に記載されています。

※年度途中（10月）から特別徴収が始まる世帯は、6月から9月までは普通徴収により納付していただきます。

所得が確認できていない方の保険料は均等割額のみで通知

平成31年1月2日以降に転入した方や税の申告が遅れた方の保険料は、均等割額（加入者全員にかかる保険料）のみで通知します。前年の所得が確認できしだい、変更した通知書をお送りします。

問 **［保険料計算に関する問合先］**
医療保険課資格賦課係
☎（3647）8520
FAX（3647）8443

［保険料納付に関する問合先］
医療保険課保険料係
☎（3647）3169
FAX（3647）8443

平成31年度の各種税証明

6月10日（月）から発行

平成31年度の特別区民税・都民税の課税・非課税・納税証明書は、6月10日（月）から区民課総合窓口（区役所2階4番）、各出張所・豊洲特別出張所で取り扱います。コンビニ交付では、課税・非課税証明書（31年度のみ）を取り扱います。

窓口で交付申請される方は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等、本人が確認できる書類をご持参ください。

なお、交付申請を代理の方が行う場合は、依頼人自筆の委任状（押印のこと）と代理人の身分を証明する書類が必要ですのでご注意ください。

また、都営住宅居住者の収入報告のための提出資料として、課税証明書の代わりに、税額決定通知書（普通徴収・年金特別徴収のみ、原本に限る）をご利用になれます。

問 課税課課税第二係
☎（3647）8004
FAX（3647）4822

委任状の記載例
・委任者がご記入ください
・朱肉を使用する印鑑を押印ください

委　任　状

江東区長 殿

令和　年　月　日

委任者　住　　所 ＿＿＿＿＿＿
証明する年度の1月1日の住所 ＿＿＿＿＿＿
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿（印）
日中の連絡先 ＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

私は、下記の者を代理人として、委任事項欄の取得の権限を委任します。

委任事項：平成　年度　住民税課税・非課税証明書　＿通
平成　年度　住民税　納税証明書　＿通

代理人　住　所 ＿＿＿＿＿＿
氏　名 ＿＿＿＿＿＿
生年月日　M・T・S・H　年　月　日　男・女